

嘉手納町議会史編纂特別委員会設置に関する決議

次のとおり嘉手納町議会史編纂特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 嘉手納町議会史編纂特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び嘉手納町議会委員会条例（昭和62年条例第16号）第5条
- 3 目 的 嘉手納町議会史編纂に関する調査
- 4 委員の定数 7人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

（提案理由）

昭和59年3月に分村35周年記念として発刊した議会名鑑においては、議会活動のあゆみが綴られているが、今回改めて嘉手納町議会の業績や活動の記録を後世に正しく伝えるべく、議会史を発刊する必要があるため、地方自治法第109条及び嘉手納町議会委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置するものとする。